

令和4年 八潮市農業委員会5月総会 議事録

1 開催日 令和4年5月24日(火)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 15名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 3番 大野ヒロ子

10番 新井 孝美

4番 渋谷 稔

11番 臼倉 正浩

5番 荻野 恭子

12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子

13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則

14番 田中 幸夫

8番 小倉 雅樹

15番 松田 淳一

9番 飯山 敏行

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第16号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件(回答)

議案第17号 別段の面積の設定について

7 協議事項

八潮市水道運営委員会委員の推薦について

8 転用等届出受理報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
- 報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について
- 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長	田口 周一
係長	清水 茂
主任	後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会5月総会を開会したいと思います。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名でございます。全員出席ということで定足数に達しておりますので、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は通常どおり全員参加での総会といたしましたが、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮して進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しい中、5月総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。今回も全員で会議できることをありがたく思っております。今後も、このまま全員出席の委員会が続けばいいなと思います。

それから、5月14日に八條の水田で商工会青年部と青耕会の協力によりまして、ふるさとと体験教室という小学生が田植をして米作りの体験をするという行事がありまして、朝のうちは雨が降っていましたが、開始時間を遅らせて11時ぐらいから始めました。50組の参加で行ったそうです。やはり、低学年の小学生が多くて、半々ぐらいかな、結構黒く日焼けしてやっていました。

それから、5月16日に市民まつり実行委員会があり、役員と参加する団体の代表者から50人ぐらい集まりました。いろいろ検討した結果、今年も中止と決定いたしましたことをご報告いたします。

それから、今週の土曜日、28日に枝豆ヌーヴォー祭の開催がありますので、後ほど事務局より詳しいことを報告してもらいますが、ただやはり試食はないようです。販売だけ、ということです。

本日も最後までご協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長 会長、ありがとうございます。

ここで傍聴者の確認をしたいと思いますが、本日は傍聴者についてはご希望の出席者がおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで今日の資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせいただきたいと思います。

- ①八潮市農業委員会 5月総会次第 A 4 横
- ②八潮市水道運営委員会委員の推薦について (依頼) (資料 - 1)
- ③「最適化活動の目標」及び「点検評価」の提出と全国農業会議所によるインターネット公表について (協力依頼) (資料 - 2)
- ④農業委員会活動記録簿 (記入例+用紙5枚とじ) (資料 - 2 - 2)
- ⑤令和5年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書 (案) (資料 - 3)
- ⑥令和5年度農林関係税制改正に関する要望について (資料 - 4)
- ⑦農業者年金受給権者現況届について (資料 - 5)
- ⑧知って得する農業者年金 (パンフレット)
- ⑨四市町農政研究会予算概要の送付について (資料 - 6)

こちらは、毎年5月に開かれていた四市町農政研究会が昨年に引き続き中止となり、書面による各市町農業予算の情報交換のみとなりまして、幹事市の三郷市より各市町の予算概要の資料が送られてきたものとなります。後ほど参考にご覧ください。

- ⑩令和4年天気予定 (資料 - 7)

こちらは、〇〇市の〇〇会長から毎年いただいているものでして、ここ2年ぐらいはコロナ禍でお会いできなかったんですけれども、先週、埼玉葛地方協議会の総会がありまして、その際に〇〇会長から参加者に配られたものになります。皆様、営農計画にお役立ていただければと思いますということで、あくまでも、これはただしと上のほうに書いてありますけれども、埼玉県〇〇〇地域における予定ということになっております。

- ⑪枝豆ヌーヴォー祭チラシ

以上の11点となりますが、資料の漏れはなかったでしょうか。

ないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれております。よって、大塚会長に議事の進行

をお願いしたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任から次第8のその他まで、よろしく願いいたします。

それでは、大塚会長、お願いします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、小早川委員、15番、松田委員をお願いいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、田口事務局長をお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

#### ◎議案第14号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号1、譲渡人住所・氏名、〇〇〇-〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇平米、権利の内容が所有権の移転となります。申請事由としましては、農業経営の充実を図るためとなっております。意思決定の根拠としまして、譲受人の耕作面積は〇〇〇平米、農業従事者が奥様と2名となっております。年間従事日数は農地台帳を確認したところ、延べ480日となっております。

ります。農業用機械は、トラクター1台、軽トラック1台、防除機2台を所有しております、台帳で確認したところ、所有地は全て耕作、もしくは管理されておりました、遊休農地はありません。出荷は近年されていないようですが、作っているものとしましてはコマツナ、エダマメ、ネギ、タマネギ、栗、キウイフルーツなど耕作されているようです。皆様ご存じだと思っすけれども、2年前まで〇〇〇の〇〇〇の〇〇〇をやっていた方で、これまで地域とも問題なく耕作をされてきたものと思われます。

以上、下限面積要件、全部効率利用要件、農作業従事日数要件を満たしております、許可に当たり問題のないものと捉えています。

次に、場所の説明をいたします。隣の2ページをご覧ください。八潮市役所〇側の出口を出まして、〇折をします。真っすぐ進みまして、〇〇〇に突き当たったところを〇折しまして、〇〇〇を北上します。真っすぐ行きまして、〇〇〇に突き当たりますが、そこを〇折しまして、引き続き〇〇〇を北上しますと、約800mほどで〇〇〇に到達します。〇〇〇手前を〇折しまして、480mほど進みますと西側に〇〇〇正面から来る道路にぶつかりまして、その〇〇〇には〇〇橋という橋がかかっておりますが、この橋を渡りまして、〇方向に130mほど進みますと図に示されたような申請地となります。

三角の小さい部分が申請地で、その下の点線で薄く囲ってあるところが、実はこちらが譲受人の〇〇〇さんの現在所有している土地となっております。このような状況ですので、現在の譲渡人につきましても、このような極小な整形の悪い土地を持っていても、耕作の管理が大変だと思われる一方、〇〇さんがこの土地含めて自分の土地と合わせて持つことにより、効率的ではないかなと思われるところで、望ましい取引ではないかなと思っております。

1枚めくっていただいて、3ページが現地の様子なんですけれども、手前の三角で囲まれたところが〇〇さんの所有地で、奥のほうは〇〇さんの土地となります。〇〇さんは、面積要件も満たされていますけれども、このケースだと、仮に面積要件を満たしていなくても、土地の状況からしてやむを得ないというか、それが望ましいと思われるときには、面積要件に関係なく許可できるという例外規定がありまして、こちらの面で見ても納得できるのかなというような状況です。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の3番、大野ヒロ子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○3番（大野ヒロ子委員） 先日事務局より連絡をいただきまして、現地へ行ってまいりました。私が毎日通るところでよく事情は分かっていたんですが、改めて行ってみました。

〇〇さんは事務局より説明がありましたとおり、奥のほうの土地については、以前より管理をされており、荒らしたりすることはありませんでした。今年に入りまして、ご覧のように作物を作っているような状態です。

手前の、〇〇さんの土地に関してですけれども、〇〇さん、農業はやっていらっしやいません。事務局から説明がありましたとおり、この土地は有効活用するという意味でも妥当かなと思います。今、草も生えてなく、きれいに整備されておりました、何ら問題はないかと思われま。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と3番、大野委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

事務局から詳しく説明されていまして、特に問題はないかなという気はしますが、どうぞ。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

この土地の所在地の〇〇字〇〇という名前がついていると思うんですけども、これは〇〇なんですか。

○議長 事務局、お願いいたします。

○13番（鈴木 隆委員） 〇〇とついているので、なんでなんだろうと思って、ちょっと質問してみました。

○議長 小字で〇〇ということは。

○事務局 手元に登記簿がありますけれども、確かに〇〇なんです。

——— 発言する委員多し ———

○議長 ということは、今、鈴木委員が言っていましたが、畑とか固定資産は安いんですか。

○事務局 固定資産税のことは分かりませんが、周辺の農地と変わらないと思います。

○9番（飯山敏行委員） 〇〇の土手がありました。だから、〇〇になるんです。

○議長 あれは〇〇なのですか。

○9番（飯山敏行委員） そうです。あれが〇〇になります。〇〇〇よりも先からも〇〇があり、こっち側になるから〇〇になるんです。

○事務局 地図上の申請地という四角の表記の左方にちょっと〇〇の点々みたいなのが残っています。これが〇〇になるので、これに絡むところが字で〇〇になっているんじゃないかと思われま。

○13番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにご意見ありますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 無いようでしたら、挙手にて採決をしたいと思われま。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎議案第15号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の4ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇県〇〇〇市〇区〇〇丁目〇番〇、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇区〇〇〇-〇-〇、〇〇〇、〇〇区〇〇〇-〇-〇-〇〇、〇〇〇、〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇市〇〇〇番地〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、地目なんですけれども、この後の地番も、全て登記地目、田、現況地目、畑ですので、この先地目の読み上げは省略させていただきます。〇〇-〇、〇〇平米、〇〇-〇、〇〇平米、〇〇-〇、〇〇平米、〇〇-〇、〇〇平米、〇〇-〇、〇〇平米、〇〇-〇、〇平米、〇〇、〇〇平米、〇〇、〇〇平米、合計〇〇〇平米となります。権利の内容は所有権の移転（売買）です。

次に、1枚めくっていただいて5ページをご覧ください。申請地の概要ですが、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。申請目的は駐車場です。

申請理由としましては、譲受人は、〇〇県に本社がありまして、市内に営業所を置き運送事業を営んでおります。現在賃貸で駐車場を借りておりますが、手狭となっており、自用地を取得したく探していたところ土地を購入できることになったことから、本申請地を駐車場として申請するものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、土地購入費、造成工事ほかとしましてご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提示されております。

周辺農地への被害防除策としましては、敷地周辺をコンクリートブロックで囲み、周辺の農地等に被害が生じないように十分注意するというところでございます。雨水対策としましては、砂利敷きなので浸透式となっております。

次に場所の説明をいたします。隣の6ページをご覧ください。先ほどと同様に市役所の〇口の出口を出まして〇折し〇方向に向かいまして、〇〇〇を〇折して〇〇〇を〇〇します。



そして、先ほどは〇〇〇まで行きましたけれども、〇〇〇に到達する1つ手前の信号を〇折しまして、〇〇〇を〇〇方向に向かいます。そして1つ目の信号を〇折しますと、〇〇〇にまいります。こちらを〇〇しまして、〇〇mほど行きますと〇側に〇〇〇を過ぎて、その先、〇〇〇の〇側にある〇〇〇のさらに西側の黒く着色した部分が申請地となります。

土地利用計画のほうは、1枚めくっていただいて7ページ、そこに10t級のトラック12台の駐車と、あと運転手用の普通乗用車の駐車スペースとして12台、そのほか転回スペースとなっていて、こちら八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づきまして、各課と調整を済ませておりまして、南側の黒くなった部分は計画上の緑地帯となっております。

現地の状況はちょっと白黒で分かりづらいと思うんですけれども、右側の写真のようになっておりまして、ただこの申請地の西側半分ぐらい、少し前まで砂利敷きになっていた現状がありまして、そこを今回申請に併せてきれいに現況復旧したような状況になっております。

参考までに、先月の、今回の譲渡人の中の〇〇区、〇〇区の〇〇さんと、その下の〇〇さんの農地法3条の許可申請があったと思うんですけれども、そのときの三角形と対象となる三角の土地になりまして、前回の申請と合わせると〇〇さんと〇〇さんは交換したというような形になるのかなと思っています。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして地区担当の6番、齋藤富子委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○6番（齋藤富子委員） 6番、齋藤です。

先日、18日に事務局から連絡がありまして、19日に調査してまいりました。

先ほど事務局から報告がありましたように、先月〇〇〇さんのところのすぐ隣になりまして、入り口はちょっと草が生えていたんですけれども、大きい草は刈ってありまして、奥のほうに行きますと家庭菜園で貸してあったところで、まだ1件ぐらい作っている人がいました。ただ、小さい草はちょっと生えていますけれども、別に問題はないかなと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と6番、齋藤委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手多数 ———

○議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎議案第16号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第16号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

議案第16号 生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件、買取りになります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇-〇、地目、登記地目、現況地目とも畑、この後の地番も全て地目は畑となりますので、地目の読み上げは省略させていただきます。〇-〇、地積〇〇平米、〇-〇、〇平米、〇-〇、〇平米、〇-〇、〇平米、〇-〇、〇〇平米、合計〇〇平米、以下は先月説明しておりますので、場所と説明は省略させていただきます。

隣の10ページ見ていただければすぐ分かると思うんですけども、〇〇〇の〇〇のこの着色した位置となります。

本日まで農業委員会事務局のほうに買取りの申出は来ておりませんので、買取り申出なしということで回答したいと思いますが、総会の場で確認の上、返答したいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件（回答）について説明がございましたが、何か質問、ご意見がありましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 質問がないようですので、それでは議案第16号につきましては、買取り申出なしということでよろしく願いいたします。

---

◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第17号 別段の面積の設定につきましては、毎年農業委員会で協議しているものでございます。別段の面積の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の12ページをご覧ください。

議案第17号 別段の面積の設定について。

農地法3条の許可要件の中の1つ、面積要件のこととなります。ちょっと読み上げますけれども、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

法律の規定を確認したいと思いますので、1枚めくっていただいて13ページをご覧ください。まず、農地法第3条、権利移動の制限ということで、要約して説明しますと、農地の売買や貸し借りをする場合は農業委員会の許可を受けなければならないことになっています。3条の第2項、数字の2と書いてあるところは、3条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。すなわち、許可することができない規定が1、2、3、4、5と続くんですけれども、そのうちの第5号、これが下限面積要件のことについて書いてあります。権利を取得しようとする者またはその世帯員等が取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が、北海道では2ha、都府県では50aに達しないと許可できませんよということなんですけれども、50aの括弧書きの中、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより公示したときはその面積、これが別段の面積というもので、八潮市は定めているところです。その別段の面積の基準というのが農地法の説明に記された農地法施行規則17条に規定されています。この規定では、設定区域は、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる区域であること、また、農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はaとし、その面積は10a以上であること。あと、定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作している人が、その総数のおおむね40%を下らないように定めるものである、こういう条件を満たしたうえで、ページをまた戻っていただいて、前の12ページをご覧ください。

八潮市農業委員会では、平成29年に別段の面積を定めたんですけれども、このことについて、また(1)のところ読み上げます。農地法施行規則第17条第1項の適用について、本市では平成29年6月の総会で、市内では区画整理事業が多数の区域で施行されているため、減歩により所有農地が減少してしまう農家が多数存在すること。また、下限面積を下げることにより、担い手への農地の流動化も期待できることから、50aから30aに引き下げました。以降、特に支障は出ていない状況です。

その下の(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用というのは、こちらはイメージ的には中山間地のほうで遊休農地化がかなり広がって深刻になっているような地域で、新規就農を促進するために、先ほどの50aとか30aとかそういう規定にとらわれず、もっと小さい

面積を設定する必要がある、そのような状況の場合、設定できる規定なんですけれども、こちらの適用については、八潮市の遊休農地は去年の調査の結果、0.8%と低い状況でありますので、こちらを適用するには至らない状況です。

以上のところから、別段の面積につきましては、引き続き30aとしますというのが提案となります。このことにつきまして、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ただいま事務局より別段の面積の設定について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

参考までに、三郷、吉川、松伏の別段の面積はわかりますか。

○事務局 変えていないです。50aのままです。

○議長 三郷も吉川も松伏も。

○事務局 はい。

○議長 八潮は30aにしているのですね。

○事務局 この辺だとそうです。それと、川口市とかさいたま市が30aです。ただ、この辺先月に少し話しましたが、法改正で来年度から下限面積要件がなくなる見込みです。

○議長 何か質問、意見ありますか。

○13番（鈴木 隆委員） 13番、鈴木です。

この30aなんですけれども、所有農地が30aですよ。例えば、20aしかないけれども、20a借りますと、40aになるじゃないですか。耕作面積が20aで、所有面積が20aで合計40aということではなくて、所有面積が30a以上ということですね。

○事務局 経営面積です。借りている面積も含まれます。

○13番（鈴木 隆委員） 含むですか。

○議長 耕作面積も含めて。

○13番（鈴木 隆委員） 所有面積じゃなくてね。分かりました。

○議長 それでいうと、所有面積が20aで、借りたい、借りてつくりたい、まだ借りていないところを頼んで借りたいと思って、それが10aだとして、合わせて30aになりますでしょう、それでできちゃうんですよ。

○事務局 そうです。権利取得後の面積になります。

○議長 権利取得後の面積が30以上になればいい。

○13番（鈴木 隆委員） 所有と書いてあるから、聞いてみたんですけど。分かりました。

○議長 別段の面積は要するに経営面積、耕作面積ということなんです。

ほかにございますか。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

さっきのお話なんですけれども、そうすると含めばいいという30aを超えればいいという

ことですが、ちゃんと正規で例えば20a 持っていて、10a を借りたとしますけれども、その10a がちゃんと正規じゃなくちゃいけないんですか。中には口だけで、じゃお前のところの田んぼ、畑、借りるよなんていうのもあるんですけれども、できちゃうんじゃないですか。ちゃんとした。

○議長 正規じゃないと駄目です。

○9番（山敏行委員） 正規じゃなくちゃ駄目なんですか。行政がちゃんと確認するような。

○事務局 そうです。

○9番（飯山敏行委員） 口約束じゃ駄目だと。

○事務局 きちんと法的に確認できないと。3条とか利用権の設定で許可を受けたものでないと、認められません。

○9番（飯山敏行委員） 逆に証明するものがないと駄目なんですね。

○事務局 そうです。借りたりとかそういうのは。

○9番（飯山敏行委員） この土地は昔から俺はじいさんの代から借りているからというわけでは駄目なんですね。分かりました。

○議長 農業委員会のほうに、何でも役所に申請していないと駄目、借りていますというほかにございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、同様に原案のとおり現在の下限面積30a を変更しないということによろしいでしょうか。よろしかったら賛成の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

### ◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項、八潮市水道運営委員会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の1をご覧ください。

資料1、大山市長より八潮市水道運営委員会委員の推薦について（依頼）ということで、依頼が来ております。

任期としましては令和4年7月1日から令和6年6月30日までの2年間となっております。現在2年前の令和2年7月から飯山委員に就任いただいているところです。

本日、農業委員会からの推薦いただく方を本日協議いただいて、決定していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長 年2回程度の開催ということですが、前委員の飯山委員さんにちょっとお聞きしますが、内容というか、時間がどのくらいかかるのか。

○9番（飯山敏行委員） 時間はほかの方が結構質問があるんで、そこそこ時間はかかりますね。1時間はかかります。それで、内容なんですけれども、今、水道の料金とか、八潮市の今の水道の現状、あと修繕修復のどのぐらいまで進んでいるのかという、要するに水道の内情、こういう形でこういうふうになっているから、八潮の料金設定はこういう形になりますよとかというような、それについて意見どうですかというような感じです。

○議長 という内容らしいですが、どなたかやってみたい、水道運営委員会の委員をやってみたいという方はございませんか。

○7番（福岡達則委員） 飯山委員が引き続きやっていただけるそうです。

○9番（飯山敏行委員） 引き続きやらせてもらいます。

○議長 飯山委員が引き続きやってくれるようですので、お任せしてよろしいですかね。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 それでは、飯山委員、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7、転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について15件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について1件、報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について1件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮したいため、読み上げはなしとしますのでご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。13ページから19ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 特にないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。また、もし後で気がついて質問がありましたら、最後のときに質問をしてください。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、協議事項が2件、依頼事項が2件、報告事項が1件ございます。

初めに、協議事項、農業委員会の最適化活動の目標及び点検・評価の提出と公表について事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の2をご覧ください。

最初に資料の2を1枚めくっていただいて、この裏側をご覧ください。

下の四角で囲ったところ、農業委員会等に関する法律で情報の公表の義務ということで、第37条をちょっと読み上げますけれども、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされています。

また、1枚戻っていただいて、資料の表紙のところ、農業委員会法第37条における情報の義務を果たすために最適化の活動の目標と点検・評価を出してくださいと、そういう依頼文書になるんですけれども、このアンダーラインを引いてあるところ、3月の総会のときに新たな農業委員会のガイドラインということで、いろいろ説明させていただきました。そのときも触れましたけれども、このアンダーラインの部分、今年度からは農業委員会による最適化活動推進等について、令和4年2月2日の経営局長通知、それと経営局の課長通知、令和4年2月25日付、3月の総会で個々に配ったものです。これらが発出されまして、これまでの当年度の活動計画に代わり、今度からは最適化活動の目標を4月末までに、これまでの点検・評価に代わり、事務の実施状況等を6月までに公表することとなりましたとあります。

ただし、最適化の活動の目標を4月までにということにつきましては、ちょっと改正されたばかりで間に合わないのので、この4月末までにというのは、4月以降迅速にということに変えられております。それと、点検・評価に代わり事務の実施状況等ということなんですけれども、今年の点検・評価は昨年度のものに対して点検・評価というものなので、そのやり方については、昨年度までの点検・評価とやり方は変わりません。来年度から点検評価に代わり事務の実施状況へと公表の用紙が変わるということです。

今回ご協議いただくのは、下のほうに2本線引いてありますけれども、令和3年度の点

検・評価と令和4年度の最適化活動の目標を提出することとなります。こちらを今日の農業委員会で皆さんに見ていただいて、問題なければ6月までにホームページで公表ということになりますので、内容の確認をよろしくお願いいたします。

1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。まずこちらが、昨年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となります。内容の要旨を説明してまいります。

まず、1番目としまして、農業委員会の状況、今年度4月1日現在の状況ということで、耕地面積、経営面積と書いてありますけれども、こちらの耕地面積というのは、国がやっております耕地及び作付面積統計調査というのがあるんですけれども、その調査結果による数値を入れなさいということなので、うちのほうで出している農業ニュースの農地面積とは数字が違ってまいります。また、経営耕地面積は農林業センサスについて記入しなさいということになっておりまして、こちらも同様に農地面積については数値が若干違っております。こういった統計の面積を入れてくださいということですので、その数値になっております。下の農家数、農業者数等も農林業センサスの数値となっております。

1枚めくっていただいて2ページをご覧ください。2番目の点検・評価としましては、担い手への農地の利用集積・集約化ということで、まず最初の現状及び課題、これ去年の活動計画に記した面積が載っているんですけれども、こちらの管内の農地面積というのは、先ほど言いました国の耕地及び作付面積統計における数値が入っております。これまでの集積面積が22.4ha、これまでの集積面積というのは、要は認定農業者となられている皆さんが経営している面積の合計になります。集積率は13.91%。これにつきまして、2番目の令和3年度の目標及び実績なんですけれども、集積目標を22.7haとしていましたところ、いろいろ要件はあるんですけれども、結果的に22.69haとなりまして、うち新規で増えている面積、こちらは0.76haになりまして、達成状況はほぼ100%となっております。

3の目標の達成に向けた活動はご覧のようにしておりまして、4番目の目標及び活動に対する評価としまして、まず目標に対する評価としましては、利用権の設定が更新を含め4件あった一方で、生産緑地地区における相続発生に伴う買取り申出が複数発生したことなどが要因で減少する面積もあり、目標値の達成が困難な側面があるとしました。活動に対する評価としましては、今後も引き続き認定農業者登用への継続的な啓発を図っていくとともに、JAさいかつや都市農業課と連携を図り、利用権の設定等を促進し担い手への農地利用集積・集約を図っていく必要があるとしました。

次に、隣の3ページをご覧ください。3番目の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進なんですけれども、これは近年度実績がなくて難しいところと捉えておりますので、一番下にいきまして4番、目標及び活動に対する評価としまして、まず目標に対する評価としましては、小規模農地が点在する地域特性により新規参入は困難な状況である。活動に対する



評価としまして、数件の相談がありました。農業経験に乏しくも土地の所有を望むような相談が多く、農地法第3条の要件や利用権の設定等における要件、農業経験等の課題により、実現は困難な状況であるとさせていただきました。

次に、1枚めくって4ページをご覧ください。4番目としまして、遊休農地に関する措置に関する評価です。こちらの管内の農地面積というのは、下のほうに書いてありますけれども、先ほどの管内の農地面積に加えて利用状況調査により把握した農地法第30条第1項の遊休農地の面積を加えた面積ということなので、先ほどの管内の農地面積とはちょっと違ってあります。これが162.2haです。対しまして、遊休農地面積においては1.2ha、割合で0.74%になっていた現状であります。これにつきまして、2番目の令和3年度の目標及び実績としましては、解消目標0.2haにつきまして、解消された面積は0.4haありました。ちょっと当初目標値が小さいこともあって、達成状況が200%となっております。

3番目、2の目標の達成に向けた活動につきましてはご覧のとおりとさせていただきました。4番目、目標に対する評価としまして、日常的な農地パトロールや農業委員の助言等により解消された遊休農地もある一方で、農業従事者の高齢化、疾病、非農業者の相続等により新たに発生する遊休農地も増加している現状がある。活動に対する評価としましては、令和3年度はコロナ禍により直接助言できる機会が少なかった、利用意向調査の結果は、農地を貸したい、手放したい等の回答が多く、これらの農地を継ぐことができる担い手を探すことが重要であるとさせていただきました。

次に、隣の5ページ、5番目の違反転用への適正な対応、これにつきましては、新たな違反転用というのは発生していないんですけれども、解消されたところがないので据置きというような状況となっております。

3番目の活動計画・実績、評価の欄で、ちょっと飛ばして活動実績のほうはコロナ禍により合同パトロールは行えなかったが、委員個別に担当地区のパトロールを随時実施したとしました。活動に対する評価としまして、新たな違反現場は発生しなかったが、従来の違反現場が是正されていない状態が続いているため、引き続き市の関係課と連携していく必要があるとさせていただきました。

次に、1枚めくっていただいて6番目は、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、このあたりは1番目が農地法第3条、2番目が農地法、これ5条の実績を書くところなので、処理期間なども含めまして、特に問題はありません。

隣の7ページにいきまして、3番目が農地所有適格法人からの報告の対応ということなんですけれども、これも滞りなく報告されておりますので、問題ないものであります。

4の情報の提供等というところで、一番最初の賃借料情報の調査・提供ということなんですけれども、市のホームページに掲載とは書いてありますが、八潮市は実績が少ないので、

こういった料金の情報はまとめておりません。その代わりに〇〇〇と〇〇〇のホームページにジャンプするようになっておりまして、そこをクリックすると〇〇〇と〇〇〇の賃借料の情報がみられるようになっております。

次に、1枚めくっていただいて8ページ、7番目としまして、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ということになります。これは1・1・1運動で鈴木隆委員から上げていただいた件なんですけれども、新たに遊休農地化しそうな畑が確認された一方で、近隣で委員の知り合いになった方より畑で耕作したい旨の意向を伝えられました。対処内容としまして、土地所有者に農園利用方式の市民農園としての活用を勧めた結果、市民農園として利用が開始され遊休農地の発生防止につながったと記載させていただきました。以上が、まず昨年度の状況及び達成に向けた活動の点検・評価となっています。

次の9ページからが令和4年度最適化活動の目標の設定等、新たなガイドラインが実施されて、昨年までとちょっと内容が変わったものです。

まず、1番目に農業委員会の状況、この辺は先ほどと同じように農林業センサスから数値を確認して記入するようになっております。1枚めくっていただいて、10ページをご覧ください。

2番目としまして、最適化活動の成果目標ということで、まず①現状と課題ということで、先ほどと同じように管内の農地面積とこれまでの集積面積、集積率14%とあります。これに対して②の目標、農地の集積の目標年度と集積率というのがあります。目標年度14年度、集積率20%としていますが、実はこれ国からのガイドラインによりますと、集積率については、県の数値にちなさいというのがあります。ただ、県の基準というものが50%となっております、本当はこの50%にちなさいというところなんです、本市の集積率と比べるとあまりにも離れて幾ら何でも無理だろうというので、50%にちなさいという指示はちょっとそぐわないことになり、20%というのは、12月の総会で都市農業課の臼倉係長より説明のあった、八潮市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想の中で令和14年度で20%という目標を立ておりますので、その数値にさせていただきました。この面積に対しまして、今年度末の集積面積、まず15%としましたのは、現在が14.2%なので、それよりも少しでも、ここから逆算しますと15%にするためには、今年度の新規集積面積は1.3ha、これはある程度すぐできるというような簡単な数値ではないので、15%ぐらいの数量で妥当じゃないかなと思っております。（2）の遊休農地の解消ですが、現状として、1.3haの遊休農地が去年の利用状況調査の結果、確認されています。うち緑区分の遊休農地面積とありますが、緑区分というのは草刈り等をすれば耕作可能になる遊休農地のことを指します。一応市内の遊休農地は全部緑区分としております。②の目標につきましては、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地というものは1.3haで、この表の下に書いてありますけれども、

この解消目標面積というのは、遊休農地面積の5分の1の面積を記入と書いてありますので、1.3haを5分の1にして0.26ha、これを解消目標面積としております。

一番下の新規発生遊休農地の解消面積につきましては、原則、前年度に新規発生した遊休農地面積は、全部翌年度に解消しなさいというのがあるんですけども、そうしますと昨年度新規に発生したというのは、先ほどの0.26haより大きい面積になってしまいますので、先ほどの0.26よりもちょっと低めの0.2haとさせていただきます。

次に、隣の11ページをご覧ください。（3）の新規参入の促進についてですが、こちらはまず実績を書くところで、ここ数年実績はありません。2番目の権利移動面積、こちらは平成28、29、30年と少し前の数字なんですけれども、この年度の数値を入れなさいという通知がありましたので、その面積を入れておりますので間違いではございません。その下の新規参入者への貸付等について農地所有者等の同意を得た上で公表する農地の面積、まだ新規参入の貸付けについて、持ち主の同意を得た面積というのは、この間のガイドラインに沿って、これからこういった面積をどんどん農地バンクのほうに入れなさいということで、まだ先行きがよく見えないところもあり、この数値は先ほどの権利移動面積よりちょっと少なめの0.2haとさせていただきます。

次に、（2）の最適化活動の活動目標なんですけれども、ここはこれから皆さんにも強く係ってるところなので、少し説明が長くなって申し訳ございませんが、よく聞いていただきたいと思います。まず（1）の委員等が最適化活動を行う日数を記録、これを1か月当たり7日とさせていただきます。これを達成するに当たってのQ&Aというのが出されておりますが、それを見ると、この活動日数目標というのは、去年の12月に農業委員会の会長さんの全国代表者集会があったのですが、そこで農業委員の推進員の活動は1か月当たり10日とすると決議されております。そういった経緯があり、活動日数は10日にしてくださいという指示がありました。ただ、その一方でこの間のガイドラインの説明の中で、最終的に今年やった活動について点数をつけて来年公表しないといけないんですけれども、そのときに例で目標を7日としたことについて、月8日働けば合格点といいますか、目標をクリアするのでそのようにしてくださいという例がありましたので、それに沿って1人当たりの活動日数は月当たり7日とさせていただきます。

次に、活動強化月間の目標設定なんですけれども、これも3回以上設定しなさいという通知がありましたので3回としています。またその時期になったらちょっと皆さんにお話ししたいと思います。時期としては8月から9月の間と12月から1月の間、これまでも合同農地パトロール等をやったのがこの時期なもので、まずパトロール強化月間をつくろうかなと考えています。それと2月には農地集積の取組として土地所有者に対し、利用権設定制度等の周知を行いたいと考えています。

次に、（３）新規参入相談会への参加目標とありますが、八潮で新規参入相談会の開催というのはちょっとピンと来ないところがあるんですけども、八潮だけじゃないと思いますが、これについては先ほどのガイドラインの説明会のほうで、国とか県が主催するような新規就農フェアとか、新規就農に向けた説明会とか研修会、それに参加することも回数に数えてよいということなので、機会を捉えてどなたか委員さんをお願いすることになると思います。これを１回実現したいと思っています。

なぜそうしなければならないということは、１枚めくっていただいて、13ページをご覧ください。１番目は、さっき前半で説明した活動の点検・評価に替えて、事務の実施状況ということで、新たな評価方法で評価してホームページに載せるんですけども、その中で表の１とありますので、農業委員会の目標の評語というのがあります。表１のこのうちの４つのどれかをホームページに載せないといけないことになっておりまして、５点未満だと目標に対して期待を下回る結果となったというので、こういう形でホームページに載せるのはどうかと思いますので、最低でも５点以上目標に対して期待どおりの結果が得られたと、ここをどの農業委員会も目指すと思うんですけども、５点以上にするためには、下の表２をご覧ください。まず、①の農地の集積、これが90%以上満たすというのは非常に難しいと思いますので、多分１点にならざるを得ないだろう、次の遊休農地の解消も90%以上達成するのは、これもそう簡単じゃない、無理だという想定ですと１点、新規参入の促進もこれまで実績もないので、達成率90%なんて無理なので、これも１点で、合計ここまで３点です。なのですが、これについて先ほどの活動強化月間、３か月以上実施するところで１点がつきます。加えて新規参入相談会、何か研修会とかあったときに１名でも参加すると１点つけられます。そうすると５点以上になって、表１の目標に対して期待どおりの結果が得られるということになりますので、強化月間と新規参入のところを何とか実施しないといけないなとなってきます。裏面の一番最後のページ、今度は委員さん等の評価を評語にしてホームページに載せないといけないという箇所なんですけれども、表１のほうで15点未満だと目標を下回る結果となったということでホームページに載せなければいけないので、15点以上目指して、目標に対して期待どおりの結果が得られたというところを目指したいと思うんですけども、これを達成するには、また先ほどと同様、表２のほうにいきまして、農地の集積90%以上の非常に難しいと思うので、恐らく１点だと、遊休農地の解消も同じです、こちらも１点だと思います。同様に新規参入の促進もそうあるものではないので１点しか取れない。

合計３点なんですけど、（２）の活動日数目標、ここで先ほど７日に設定しましたので、皆さんが８日、月にやっていただければ、まず①のところで目標を上回ったということで６点がつきます。②の月当たりの最適化活動の日数、これも８日であれば８点がつきますので、８足す６で14、先ほどの上の１点３つを足して17点となるので、最終的に15点以上になっ

て、期待どおりの結果が得られたということになりますので、皆さんに何とか月8日分の活動記録簿を出していただきたいということでお願いし始めたところなんですけれども、ちょっとここまで話がきましたので、この活動記録簿のことについてもまたちょっと触れたいと思います。別紙2の2をご覧ください。

先月まで皆さんに活動記録簿の中に入っている活動記録簿を記入して切り取って出してくださいということでお願いしていたところなんですけれども、もう少し扱いやすくなるように作った用紙になります。この資料2の2の上のほうと下のほうというのは、今の報告書と同じで、その間に項目を入れたような形なんですけど、表面の記入例1というのは、恐らく変わったことがそうあるわけじゃないので、農地パトロールをして異常がなかったというのが多くなるんじゃないかと思うんですけれども、その際も皆さんにはこのピンクのマーカで塗ったところだけ、ここだけ注意して書いていただければいいという例なので、何月分というところと、あと自分の名前を必ず記入していただいて、あと日時と時間、あと場所、ここをチェックしていただいたら、例えば農地パトロールであれば、3番の遊休農地の発生防止というところの現地確認に当たるので、各項目の左側にちょっと太めの四角がずっとあるので、該当するところに丸をつけていく形でちょっと考えてみました。パトロールなので①の現地確認で、ア、イ、ウ、エのところには、利用意向調査とはちょっと違うので、イのそれ以外の現地調査というところに丸つけていただいて、あと下の詳細のところ、場所、どこどこに異常がないか確認したとか、このような付け方で構わないので、もし何か少し変わったことがあったら、この四角の中のどこに該当するかなというのをちょっと見ていただいて、丸つけいただければと思います。だから、大項目の何番とか、丸何番とか、そういうのは気になさらずに結構です。

裏側の記入例2というのが、こちらがもしどなたかに耕作の意向を聞いたときの例で、同様に上のほうに日付とか、自分の名前を書きまして、農地の貸し借りとか売買の希望等の話を受けた場合は、後でうちのほうで調整させていただくこともありますので、お名前を書いていっていただきたいと思います。この場合で言えば、出し手、受け手の意向把握なので、こここのところに丸をつければいいと。それで、下のほうに詳細、誰々さんが農地を管理しきれないので、誰々に貸したいと言っていますとか、逆に増やしたいという人がいれば、誰々さんが耕作地を増やしたい意向だ、そういうものを書いていただければと思っております。この先1か月分としまして、この用紙を裏表、5週分書けるように5枚用意しましたので、この記入例をちょっと取っておいていただいて、これに沿って、来月出していただければと思います。もし、ここをこうしたほうがいいんじゃないかという意見いただければ、事務局のほうで対応しますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と後

半の令和4年度の最適化活動の目標の設定と内容について、これでもよろしいかをご審議いただきまして、ホームページのほうに載せたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長 ただいま事務局より令和3年度の活動の点検・評価及び今年度の最適化活動の目標の設定等について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

特にないですか。

目標設定の内容、特に目標について何かご意見がありましたら。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようですので、資料の内容で6月末までにホームページに公表されるようお願いいたします。

それでは、ちょっと今の説明が長かったもので少し休憩入れたいと思うんですが、5分程度の休憩ですが休憩いたします。

——— 休 憩 ———

○議長 それでは、再開したいと思います。

資料3から協議事項2件目、令和5年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出について、意見等報告書（案）について事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の3をご覧ください。

先月募集をしました令和5年度農地利用最適化施策に関する意見の提出なんですけれども、事務局のほうで2つばかり意見としてまとめてみましたので、読み上げます。もし皆さんよろしければ、これを農業会議のほうに提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、表面で農業経営基盤強化促進法改正を適正に実施するための要望としまして、読み上げます。支援策の詳細としまして、農業経営基盤強化促進法の改正により、今後は農振地域以外においても市町村は地域計画を作成の上、農地所有者から農地バンクへの農地の貸付けを積極的に促進していくことが求められることとなりますが、詳細が不透明であり、本市のように管内農地面積が小さく、ほとんどが畑で小規模な農地で構成されるような地域でも本当に借り受けていただけるものなのか不安を感じております。小規模な地域であっても、担い手不足や農業従事者の高齢化等による遊休農地の発生が深刻な課題となっている状況は、ほかの地域と同じです。法改正後に向け、県下全域の市町村からの農地の貸付希望に応じられる農地バンクの盤石な体制の構築について要望いたします。

また、本市において貸付希望の対象となる農地は、面積が1反にも及ばず小規模で、かつ遊休化した農地が多く含まれることが想定されますが、荒れ果てた土地に自ら労力・費用を

かけてまで借りようとする農業者はおりません。担い手への貸付けに当たっては、農地の土壌等が整っていることが必要です。小規模な農地に対しても、農家負担ゼロの圃場整備が実現できるよう支援措置について、併せて要望いたしますということです。

どういふことかといいますと、まず前半のほう、今、国会のほうでは審議が終わったようで、改正法案のまま行くようなんですけれども、そうすると今まで農地バンクというのは農地中間管理機構のことですが、農振地域だけを対象にやっていたんですけれども、今は八潮のような市街化調整区域も農地バンクの活動範囲になるということで、法改正後は、所有者が貸付希望がある土地はどんどん農地バンクへ貸出ししなさいということなんです。県下全市町村が農振地域以外の土地も農地バンクに預けることとなると相当な量だと思っております。そうした場合、現在の農地バンクで受け入れられるかというのをちょっと不安に感じております。もし法改正で農地バンクに預ける農地が多くなるならば、例えば農地バンクの職員を何倍にも増やしますとか、事務所を何か所か増設しますとか、そういう話があればちょっと安心するんですけれども、そういう話が一切なくて不安なので、このように書かせていただきました。

後半のほうでは、貸し出す農地というのは、もう所有者が手に負えなくて遊休化しちゃった農地が多くなると思うので、そのままだと借り手はいないと思われまふ。これ何年前かに八潮市でも農業者との意見交換会をやったときに、参加された方から意見をいただいたことなんですけれども、荒れたままじゃ借りるのは無理で、ちゃんと農地として整備してからじゃないと無理だよという話がありました。当然だと思うんですけれども、現在、農家負担ゼロの圃場整備がありますという通知もありまして、こんないい制度があるんだなと思って調べたら、やっぱり対象は農振地域だけなんです。これから農地バンクにどんどん預けよというのであれば、小さな農地についてもちゃんと使える畑にしてから貸し出す体制がつかれないと難しいかなと思ひまして、このような意見とさせていただきます。

次、2番目の意見につきまして裏面をご覧ください。

先月もちょっと話しましたけれども、農地法3条の下限面積要件について、今回審議も終わったという見込みなので、農地法3条の改正について取りやめとか、そういう話も一切ないので、このままいってしまうものと思ひますけれども、内容を読まさせていただきます。

これまで農地法第3条の下限面積要件は、信頼できる農業者への権利移転や設定に大きく寄与してきた明確な要件と捉えております。これが撤廃されると、許可に当たりましては全部効率利用要件、農作業従事日数要件、地域との調和要件により判断することになりますが、これらは面積要件に比べ抽象的な要件であるため、申請者が表面上要件を満たすことを主張すれば認めざるを得ないものとなり、単なる保有目的やその先の転用の意図を隠した申請も受けてしまうことが危惧されます。また、申請者の農業経験が乏しかったことなどにより、

許可後に営農が続かず、耕作放棄地となってしまうケースが発生し、地域の営農環境に悪影響を及ぼしてしまうことも想定されるところです。地域ごと、農地の適正利用確保のため、権利移転の許可に当たっては、複数年の営農実績が確認できた時点で許可するなどの条件を付す。あるいは、下限面積要件撤廃について見直されるよう要望いたしますということです。多分、これはほかの自治体からも出されるんじゃないかと思うんですけども、本市も出しておいたほうがいいかなと思ひまして、このように書かせていただきました。

以上、ご審議いただきまして、よろしければこういう形で農業会議のほうに報告したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ただいまの意見書の案につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特に内容的にいいんじゃないかと思ひますので、それでは資料3の内容で埼玉県農業会議に提出されますようお願いいたします。

次に、依頼事項1件目、令和5年度農林関係税制改正に関する要望について事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4のほうをご覧ください。

これも毎年この時期に来るものなんですけれども、農林関係税制改正に関する要望につきまして、もし何か要望がありましたら農業会議のほうに提出してくださいというものなんですけれども、ちょっと資料が厚くて申し訳ないんですけれども、関連の薄いこともいっぱい書いてあるんですけれども、中のほうには相続税に関することとか、あと生産緑地に関することとかもところどころ載っております、丸々コピーして資料とさせていただいたところなんです。

要望の際の留意点としまして、適用期限が到来する特例措置、これ3ページから続くんですけども、この措置の存続については、具体的な活用事例などを踏まえた要望を記入してくださいということ。単純に農業に必要なだからなどの要望ではなく、どのような効果が期待されるかなども記入してくださいということです。

内容のほうは、まず前半で期限が到来する期限付きの特例措置一覧というのが3ページからありまして、その後15ページから期限の定めのない特例措置というのが出ています。25ページから令和4年度税制改正の概要と令和5年度税制改正対策についてというのがありまして、29ページからは令和4年度の税制改正要望、昨年の要望の内容です。最後35ページから令和4年度税制改正の大綱の概要ということで、こちらは農地関連のことはほとんど載



っていないんですけれども、このようになっておりますので、要望のある場合は6月17日までに農業会議にということなので、もしありましたら事務局のほうでまとめますので、その1週間前、6月10日までに事務局のほうに、この資料を1枚めくっていただいた次に要望用紙があるんですけれども、こちらに記入の上、提出いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、ただいまの件につきましてご意見がございましたら、6月10日までに事務局に提出されるようお願いいたします。うちに帰って10日まで日にちがありますので、2週間ぐらいあるのかな、ゆっくりご覧になってください。

次に、依頼事項2件目、農業者年金受給権者現況届の提出について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の5のほうをご覧ください。

こちらは2枚とじてありますけれども、農業者年金基金のほうから令和4年度農業者年金受給権者現況届の提出についてお願いということで、今、年金をもらっている方へ今月の末を目安に現況届の提出の通知のほうが行きます。今現在、八潮市で農業者年金をもらっている方は30名ほどとなっております。例年この時期に総会でご案内しているところなんですけれども、受給者の方から何かご相談ありましたら、この現況届につきましては記入をいただいて、農業委員会の窓口を持参いただくお届けになっておりますので、よろしくお願いいたします。

年金の種類によって通知と記入例が2種類ありますが、書いていただくのは受給権者のお名前、ご住所、生年月日、代理で書いていただいたときには、代理の方のお名前ですとか、続柄を書いていただくということになっています。

2枚目の記入例は、はい、いいえで丸をするようになっておりますけれども、これは年金の種類として農業経営を辞めた方がもらえる年金なので、辞めているかどうかというところの確認をするための欄があります。

こちらの提出は6月30日までに農業委員会の窓口となっております。遅れないように、必ず農業委員会の窓口に出すようにということでお願いします。

年金に関連しまして、カラー刷りのパンフレットが基金から新しく刷られたものが配られましたので1部お配りします。何度か年金についてお話ししていますが、パンフレット1ページ目を開けていただくと、農業者年金の4つのポイントですとか、3つのメリットとか、短い言葉でまとめて載っていますので、今、65歳未満で農業に従事し、国民年金をお支払いしている方であれば加入できるようになりましたので、加入をご検討したいなとか、話を聞いてみたいなという方がいらっしゃいましたら、農業委員会事務局のほうまでお知らせ

せいただければと思います。

農業者年金については以上になります。

○議長 ただいまの年金受給権者の現況届について、何か質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、次にいきたいと思います。

次に、報告事項、やしお枝豆ヌーヴォー祭について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、やしお枝豆ヌーヴォー祭についてご説明いたします。

今日、チラシをお配りしました。チラシの下のほうに主管やしお枝豆まつり実行委員会、主催が八潮市商工会と共催八潮市ということになっておりまして、この主管、中心となって実行委員会が進めているところなんですけれども、こちらの実行委員長は今日お越しいただいています福岡達則委員さんになっておりますので、何か説明に補足等がございましたら、後ほどよろしくをお願いします。

まず、今週の土曜日ということになります。天気の方も大丈夫かなということで、15時から18時までということになっております。

このチラシの右上に5月28日と載っていますが、その下、米印で数に限りがありますので、早めに終了する場合がございますということで、毎年やしお枝豆ヌーヴォー祭は数も限られておりますので、早めに終了してしまう場合がございます。場所はフレスポ八潮1階プラザイベント広場になります。これまでの経緯ですが、平成22年に第1回やしお枝豆ヌーヴォー祭をフレスポ八潮で開催しスタートしました。それ以降、同じ時期、同じ場所で毎年開催していたんですけれども、令和2年度と3年度、去年とおとし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催方法と場所を変更し、販売会として実施いたしました。本年度は会場をフレスポ八潮に戻しまして、感染症対策を行いながら、販売を中心に展開するというところで、実行委員会のほうで決めていただいて、試食とかはなしで、販売を中心にイベント開催するということです。

具体的な内容につきましては、枝豆の販売と枝豆に関する加工品の販売、それから埼玉県産お米の販売と八潮焼きそばの販売などを予定しております。

本市といたしましては、枝豆の販売を通して、八潮市製品のPRを行い、併せて農商工連携イベント事業として打ち出してみたいと考えております。

ぜひ、5月28日土曜日になりますが、近くにお越しの際にはお立ち寄りいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 福岡実行委員長、何か補足することがあれば。

○7番（福岡達則委員） 先ほど申し上げましたが、3年ぶりに実行することになりまして、

皆さん農家も楽しみにしていたようでございます。今回、テレビの関係もありますけれども、大勢の方がいらっしゃると思います。農業委員会の皆様も時間とお暇がありましたら、ぜひお越しくださいませ、枝豆まつりの雰囲気味わっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 ということなので、皆さんお時間がありましたら、見に行ってください。

最後になりますが。

○4番（渋谷 稔委員） ちょっといいですか、質問をいいですか。

単価は500円なんですか、今年は。

○7番（福岡達則委員） 決まった値段だと、袋入りが500円の束が600円になります。

○4番（渋谷 稔委員） 特に手数料とかはないんですよね、これはね。

○7番（福岡達則委員） これは、一応農協さんの直売のほうを通してのことだと思いますけれども、手数料とかはちょっとまだ。

○4番（渋谷 稔委員） 500円じゃちょっと高いのかなと思ったりしているんですけども。実際、今、うちで直売店に出しているんですけども、祭りが終わるまでは500円から下げるなともうずっと言われてきていて、実際そういうふうを守っている方は今2名です。○○○さんにうちはそのように出しているだけけれども、かといって、じゃ5月28日500円で、じゃ値上げになるじゃないかよとか、いつも来ている人はそういうふうに思わないのかなとか、いつも疑問に思っていて、ここ何年か私が出すようになっていたんで、毎年ここは思っています。

もう決まったことですか。

○7番（福岡達則委員） 取りあえず決まっていますけれども、こちらは当日そういう意見があれば、価格の変更もすると思うんですけども。

○4番（渋谷 稔委員） 分かりました。

○議長 でも、このヌーヴォー祭で毎年ずっと500円、600円で、これですべて売れている、ほとんど完売で売れているわけですよね。

○4番（渋谷 稔委員） ただ、そういうふうにする人もいるから、それでうちは販売しているわけですよ、今ね。そうした場合に下げるなど前から言われていて、ここ3年、4年。

○議長 でも、直売所とお祭りの別として考えてもいいんじゃないかな。

○4番（渋谷 稔委員） 値上げになっちゃっても構わない。

○議長 と思うけれどもね。それは直売所の会長とかと相談なんでしょうけれども、そちらの直売所のほうは。

○9番（飯山敏行委員） あとは一ついいですか、作っていて分かると思うんですけども、袋詰めでもぎりの場合は300グラム入れるじゃないですか、それとお客さんに提供するとき

ですよ、そのときに枝つきのというのは基本的に枝が50グラムかかるので、300ですと250グラムなんですよ、中身、容量が、それで値段をあわせてみれば一緒だ。

○4番（渋谷 稔委員） 細かいこと言うとそういうふうになりますけれども。

○9番（飯山敏行委員） かわいそうだろうという生産者もいるんですよ。

だから、お客さんは枝つきよりも枝なしを選ぶんですよ。すぐにそのまま調理できるから、実が多いですよ。

○4番（渋谷 稔委員） だから、価格設定がちょっと俺は高いのかなというを思うんで、祭りだから、○○○さんにいつも来ている人は例えば450円で売っている豆が、何でお祭りだと500円になっちゃうの、祭りだったらもっと安くしろよとか思う人が多いと思うんだよね。

ただ、そういう意見が出てきてもいるんじゃないかということ。

○7番（福岡達則委員） 実行委員会のほうで持ち上げますので。

○議長 枝豆まつりの実行委員会のほうで協議してください。

ほかに何かございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和4年6月24日金曜日、次回も24日になりまして、金曜日になります。

午後2時から、場所は本日と同じ市役所第2会議室での開催となります。

この先の新型コロナウイルス感染状況に大きく変化がなければ、来月も全員参加で考えております。

24日となりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、最後になりますが、皆様から全体通して何かご意見、ご希望ありましたらお願いします。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を降ろさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重ご審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 皆様にはご多用の中を八潮市農業委員会 5月総会にご出席をいただきまして、長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、5月総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時00分